

○行政文書の写し等に対して負担しなければならない費用

平成十五年三月三十一日

宮城県告示第三百十一号

改正 平成一六年三月三十一日告示第四三三号

平成一八年三月三十一日告示第四二九号

平成二一年三月三十一日告示第二九七号

平成二八年三月三十一日告示第三四四号

令和五年三月三十一日告示第二五二号

情報公開条例（平成十一年宮城県条例第十号）第十三条第二項の規定により供与を受ける物品、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八十七条第一項の規定により供与を受ける物品、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年宮城県条例第七十二号）第十四条第二項の規定により供与を受ける物品並びに県政情報センター及び県政情報コーナーにおいて供与を受ける複写物、電磁的記録、電磁的記録を出力した書面その他の公表資料の写し等（以下これらを総称して「供与物品」という。）に対して負担しなければならない費用等に関する事項を次のように定め、平成十五年四月一日から施行する。

なお、平成十一年宮城県告示第七百七十八号（行政文書の写し等に対して負担しなければならない費用）は、平成十五年三月三十一日限り、廃止する。

一 供与物品に対して負担しなければならない費用

- 1 紙を供与する場合は、一枚につき十円（単色）、三十円（多色）とする。
- 2 紙以外のものを供与する場合は、供与物品の作成に要する実費とし、その金額に十円未満の端数があるときは、その端数を十円に切り上げるものとする。
- 3 2の場合において、供与物品となる記録媒体が単価契約の対象である場合は、2にいう供与物品の作成に要する実費とは、当該年度における単価契約の単価とする。
- 4 供与物品に対して負担しなければならない費用は、県政情報センター及び県政情報コーナーにおいて掲示して公表しなければならない。

二 供与物品の作成

- 1 供与物品の作成は、県の職員が、県の機器及び県の物品を用いて行うものとする。
- 2 原本（供与物品を作成する対象の行政文書その他の物をいう。）の大きさ、種別、容量等と等しく供与物品を作成するものとする。ただし、利用者が希望する場合において、複写作業に著しい支障を及ぼさないときは、拡大又は縮小を行うことができる。
- 3 供与物品（紙）を作成する場合
 - (1) 日本工業規格A列三番を最大とする。この場合において、原本の大きさが日本工業規格A列三番を超えるときは、分割して複写するものとする。
 - (2) 原本の大きさが日本工業規格A列三番を超える場合を除き、原本一枚につき一枚を作成するものとし、二枚以上の原本により一枚を作成することは、行わない。た

だし、製本された原本（加除式のものを含む。）を見開きで複写する場合は、この限りでない。

(3) 両面への作成は行わないものとする。ただし、両面印刷されている公表資料等で、製本されていないものを複写する場合等は、二倍の費用を負担させて両面への作成を行うことができる。

4 供与物品（紙を除く。）を作成する場合

(1) 未使用の記録媒体を使用して作成する。

(2) 原本一部につき一部を作成するものとする。

三 供与物品の送付のために負担しなければならない費用

郵送等のために要する費用は、郵便料金、宅配便等の実費とする。

四 費用の納入方法

1 供与物品の交付を受けるときは、その費用は、現金により納付しなければならない。

2 1にかかわらず、郵送により供与物品の交付を受ける場合で、当該交付を受ける者が国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体であるときは、知事の発行する納入通知書により費用を納入することができる。

3 2の場合において、郵便料金の実費は、当該郵便料金相当額の郵便切手を提出することによって代えることができる。

五 その他

供与物品又はその作成について、一から四までによることができない特別の事情があるときは、その都度、知事が定める。

改正文（平成一六年告示第四三三号）抄
平成十六年四月一日から施行する。

改正文（平成一八年告示第四二九号）抄
平成十八年四月一日から施行する。

改正文（平成二一年告示第二九七号）抄
平成二十一年四月一日から施行する。

改正文（平成二八年告示第三四四号）抄
平成二十八年四月一日から施行する。

改正文（令和五年告示第二五二号）抄
令和五年四月一日から施行する。

行政文書の写し等に対して負担しなければならない費用（平成15年宮城県告示第

311号）一の4の規定により，供与物品に対して負担しなければならない費用

種類	規格	単価(円)	備考
白黒コピー	A3判まで	10	両面コピーの場合，1枚当たり20円
カラーコピー	A3判まで	30	両面コピーの場合，1枚当たり60円
CD-R	700MB	60	
DVD-R (データ用)	4.7GB	70	
BD-R (録画用)	25GB	100	
DVD-R (録画用)			実費による
フロッピーディスク			
MOディスク			
カセットテープ			
ビデオテープ			